

第46号議案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年3月7日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

保険料の基準額等を改めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「68,710円」を「75,282円」に改める。

第17条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「同項各号」を「同項第1号から第13号まで」に改める。

別表1の項中「100分の30」を「100分の28.5」に、「20,600円」を「21,400円」に改め、同表2の項中「24,000円」を「26,300円」に改め、同表3の項中「44,600円」を「48,900円」に改め、同表4の項中「58,400円」を「63,900円」に改め、同表5の項中「68,700円」を「75,200円」に改め、同表6の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「75,500円」を「82,800円」に改め、同表7の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「82,400円」を「90,300円」に改め、同表8の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「92,700円」を「101,600円」に改め、同表9の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「103,000円」を「112,900円」に改め、同表10の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の170」を「100分の180」に、「116,800円」を「135,500円」に改め、同表11の項中「又は16の項(2)」を「、16の

項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の200」を「100分の210」に、「137,400円」を「158,000円」に改め、同表12の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の230」を「100分の240」に、「158,000円」を「180,600円」に改め、同表13の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の260」を「100分の270」に、「178,600円」を「203,200円」に改め、同表14の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の300」を「100分の310」に、「206,100円」を「233,300円」に改め、同表15の項中「又は16の項(2)」を「、16の項(2)、17の項(2)又は18の項(2)」に、「100分の350」を「100分の360」に、「240,400円」を「271,000円」に改め、同表16の項中「部分を除く。）」の次に「、17の項(2)又は18の項(2)」を加え、「100分の360」を「100分の370」に、「247,300円」を「278,500円」に改め、同表17の項中「16の項」を「18の項」に、「100分の380」を「100分の500」に、「261,000円」を「376,400円」に改め、同項を同表19の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

17	次のいずれかに該当する者 (1) 合計所得金額が40,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から16の項までのいずれにも	100分の390	293,500円
----	--	----------	----------

	<p>該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は18の項(2)に該当する者を除く。）</p>		
18	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 合計所得金額が50,000,000円未満である者であり、かつ、1の項から17の項までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項</p>	100分の450	338,700円

	第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）	
--	-------------------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第1項、第17条第3項及び別表の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。